

（午前10時45分 再開）

○議長（土井裕美子君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番2、11番 阪本さん。

〔11番（阪本久代君）登壇〕

○11番（阪本久代君）おはようございます。通告に従いまして一般質問を行います。今回は、4項目です。

まず、1項目め、子育て支援について。

和歌山県のホームページを見ますと、令和3年度新政策と予算編成の方針の中に、保育ニーズがある、あらゆる世帯への支援を充実するなど、全国トップクラスの取組を推進することで、子どもを安心して育てられる環境を充実していくとあります。和歌山県内において、ほとんどの自治体で実施している2子の保育料の無償化や食材料費の助成を橋本市では行っていません。少しずつでも県の施策を実施してもらいたいと思います。

今回は、次の二点について質問をします。

まず、一つ目。乳幼児、小・中学生の医療費助成制度の所得制限の撤廃を。

県内で所得制限があるのは和歌山市と橋本市だけです。しかも、児童手当の所得制限よりも厳しい基準です。所得制限の撤廃を求めます。

二つ目は、国民健康保険の均等割の軽減を。

国民健康保険では均等割があり、家族が多いほど保険税が高くなります。政府も少子化対策の一環として、2022年度から就学前の子どもの均等割を半額にすることを決めました。橋本市は県の統一保険料に合わせるために毎年均等割を値上げする予定です。子育て支援の一環として、1年早く実施するなどできな

いでしょうか。

二つ目は、市庁舎の建て替えについてです。

市長は仕事始め式で本庁舎などを建て替える方針を明らかにしたと毎日新聞が報道しました。市民からは、市民に公共料金の値上げなど負担ばかり押しつけているのに、なぜ庁舎の建て替えなのか、耐震工事をしたのではないかという声が上がっています。

①耐震工事を選択した理由と、何年もつと判断したのですか。

②基金を積み立てるといっていますが、財源はどこからですか。

三つ目は買物支援についてです。

高齢化が進む中で、買物の手段がない人、将来の心配をしている人が多くいらっしゃいます。紀見北8地区の第2層生活支援協議体が2019年12月に行ったアンケートによりますと、ちょうど広報と一緒に配られてきたんですけども、日常生活に困り事があると回答された方は21%、困っていることの3番目に多いのが買物という結果です。

また、意見欄には、今は車の運転ができますが、近い将来できなくなったときの買物、病院行きなどが心配です。坂道がきつくなった人や足腰が辛い人のための乗り合いタクシーがあると便利。移動販売車が来てくれると助かります。このようなこともこの中に書いてありました。

日本共産党橋本市委員会が行ったアンケートにも、老人になって車も乗れないし店も近くにない、それが一番困っています。高野口から市民病院直通バスがなくなり困っています。城山台地区は高齢化所帯が大部分となり、スーパー等もなくなり、車を使用できなくなったとき不安が大きい。コミュニティバスが

変更してから不便を感じています。前は市役所まで乗れたのに橋本駅止まりで、おまけに路線バスでバス代が高くなった、元に戻してほしい。80歳以上の私も運転をやめたいと思っていますが、毎日の食料品の買物はどうするか不安です。などの声が寄せられています。

買物ができなくなったら子どもさんのところや交通の便のいいところに引っ越しを考える人もいらっしゃると思います。転出者を少なくするためにも買物支援は大事な課題だと考えます。

買物支援について、四点質問をします。

①コミュニティバスを含め、公共交通は買物をするのに十分な体制だと考えですか。

②助け合いをするときに、事故の場合の対処が一番問題になります。市としても支援を考えるべきではありませんか。

③移動販売に取り組む場合の支援策を考えるとどうでしょうか。

④タクシー利用の補助制度ができませんか。最後に、県立高校の再編計画についてです。県立高等学校の今後の在り方（再編整備）の骨子案の説明・懇談会が開かれ、参加しました。今ある32の県立高校を充実させ、可能な限り存続するという説明でしたが、和歌山市に2校、特任高校をつくるということです。普通科高校の中に特別枠をつくるというのは、中学校教育にどういう影響があるとお考えですか。

以上です。答弁よろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さんの質問項目1、子育て支援に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）子育て支援についてお答えします。

まず、一点目の、乳幼児、小・中学生への

医療費助成制度の所得制限の撤廃についてですが、本市では平成18年3月から乳幼児医療費、平成23年1月から小学生医療費、さらに、平成27年度からは中学生医療費の無償化を実施しています。

本市の乳幼児、小・中学生医療費助成事業の所得制限は、財源の2分の1が補助される和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱に基づき給付対象者を算定しています。さらなる支援対象者の拡大を図りたいところですが、子育て世帯の経済的支援を継続的に実施していくことが重要であり、一定の所得制限を設けています。

今後、県の当該補助金交付要綱の見直しなどにより所得制限額に変更が生じたときは、本市の所得制限についても同様に検討していきます。

本市においては、財政健全化計画が令和2年度で終了することになりますが、昨年からの新型コロナウイルス感染症により依然として厳しい財政状況が続くと考えられ、今のところ所得制限の撤廃は考えていませんが、小・中学生医療費助成に関し、国への要望を引き続き行っていきたいと考えています。

次に、二点目の、国民健康保険の均等割の軽減についてお答えします。

国民健康保険において、各世帯につき被保険者1人に対し、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の均等割税額が課税されますが、被保険者の数が多いほど均等割税額も高くなります。

一方、本市における国保加入者の未就学児数は令和3年2月末現在337名で、世帯の軽減判定所得基準に基づき均等割税額の7割軽減を受けている方は102名、5割軽減を受けている方は85名、2割軽減を受けている方は47名、軽減を受けていない方は103名です。

国は令和4年4月1日から未就学児の国民

健康保険の均等割税額を5割軽減する法令改正を予定しており、低所得者世帯で既に国税の均等割の軽減措置を受けている世帯について、未就学児1人につき、均等割の7割軽減は8.5割軽減に、5割軽減は7.5割軽減に、2割軽減は6割軽減に、また、軽減のない世帯は5割軽減にする予定です。

本市としても法令改正の実施に合わせて条例改正をする予定をしています。ただし、本市の国民健康保険財政は毎年、少子高齢化等に伴い赤字となっており、今後制度を維持していくためにも、基金を有効活用しつつ、基礎課税分、後期高齢者支援金等課税分、介護納付金課税分の各国保税率を県が毎年提示する本市標準保険税率に合わせるための改正は必須であると考えており、令和3年度において市独自で未就学児がいる世帯の国民健康保険の均等割税額の軽減を実施することは難しいと考えますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）まず、最初に、日本全体で人口が減ってきているときに橋本市だけ人口を増やすというのはなかなか難しいことだとは思いますが、せめて維持、または減少を抑えるために、やっぱり子育て支援というのは大事な施策だというふうに思います。

そのためにも、少なくとも和歌山県内ではほかの自治体がしていることは、同じ和歌山県に住んでいて、お隣ではやっているのに橋本市ではやっていないということのないように、まず、していくべきではないかと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）この件につき

ましては以前にもご質問されたこともあると思うんですけども、橋本市の場合、こども園計画があります。ハード事業を中心に橋本市は整備を先行してやってきたつもりです。この3月末に山田さつきこども園ができます。次にご質問もあるんですけども、最後に残りました紀見地区につきましても公設公営で令和7年度にこども園を建設する予定です。

こういう形で、老朽化した未就学児のための施設について整備を整えてきたつもりです。そのために、ハードを優先した結果、ソフトについてはやっていないところもありますけども、今後ハード事業が終了していけば、ソフト事業についても財政課と調整して実施していきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）ハードが終わったらというご答弁だったんですけども、やはりどこに住もうかと考えるときに、いろいろな施策の充実しているところを若い方が選ぶということはあり得ることだと思います。

その中で、今現在は、医療費の助成制度、所得制限があるのは和歌山市と橋本市だけなんですけれども、和歌山市は2022年8月から所得制限の廃止を決めたということです。そうしますと、橋本市だけが取得制限が残ってくると。再度、同じなんですけれども、やっぱり橋本市も所得制限を考えるべきではないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）当然、和歌山市がやめたということでしたら橋本市だけしか残りませんので、当然検討していくべきかなとは思っています。

ただ、令和3年度につきましてはやっぱりコロナの関係で税収も減少しますし、今後どういうふうな形で市の財政がなっていくかわかりませんので、令和3年度については今の

ところそういう検討をする予定はしておりません。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）以前にも、先ほども言われたように、この質問をしているんですが、所得制限を受けているのは、平成27年度末、今から5年ほど前ですか、で乳幼児が11.4%、小学生が18.1%、中学生が23.8%ということでした。

子どもが大きくなるほど所得制限を受けるところが増えているというのは今も変わらないと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）今の状況を説明させていただいたらよろしいですか。今現在、乳幼児、小学生、中学生についても、今言いました所属制限を行っています。乳幼児につきましては全体で2.7%、全体で約200万円ぐらいの制限があります。人数的には66名。小学生については164名、5.9%ぐらいの人、金額的にして約400万円。中学生についてはこれも164名で10.7%ぐらい、約200万円ぐらいとなっております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）前に聞いたときよりもかなり減ってきているというか、なおかつ所得制限を受けているところが減っているということで、やっぱりそれだけ若い人が生活がしんどなってきたということになるのではないかなと思うんです。

以前聞いたときは2,300万円ほど、所得制限をなくしたらそれだけ支出が増えるという、平成27年度の場合ではそういうご答弁だったんですけど、今でしたら800万円支出が増えるという、そういう今の説明だったと思うんです。この800万円が本当につくれないのかどうかということにはなると思うんですけども、

先ほど県が要綱を変えたら変えますというふうなお話もありました。

これだけの金額であればすぐにでもできるのではないかなとも思うんですが、それでも難しいということであれば、せめて乳幼児だけでも、66名の方、200万円あればできるということですので、乳幼児だけでも所得制限を廃止するということはできないんでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）この件につきましては、以前にも答弁させていただいているんですけども、やるとなればやっぱり継続してやるべきかなと思います。システム改修もありますし、当然1年間だけやるというわけにはいきませんので、継続的にずっとやるというのがこれの大事なところかなと思っています。その点で乳幼児だけをやるというのはなかなか、今のところ財政的にも難しいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）できるだけ全部、所得制限は外してもらいたいと思っているんですけども、特に経済的な支援ということであれば、一番若い世代が多いであろう乳幼児を持っている世代、また、乳幼児のときが一番病気にもかかりやすいときなので、いっぺんにというのが難しかったらそこからでも思っただけ今聞いたわけなんですけれども、するときは全体をするんだというご答弁だったのかなと思うんですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）やるときは一斉にシステム改修をさせていただいて、全体一緒にやりたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）令和3年度は考えていないということなんですけれども、和歌山市

ももう廃止されることですし、もうできるだけ早く撤廃されることを要望いたします。

国民健康保険のほうなんですけれども、国のほうは令和4年度からすると、もうほぼ決まっているようです。先ほどの、今7割軽減の人が8.5割軽減になるとかというお話もあって、だいたい、試算をしましたら、均等割を3万4,200円と計算した場合に約365万円で令和3年度も均等割の半分をほぼ助成することができます。

365万円、1年間でだけです。令和4年度からは国からお金がおりてきますから、できないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）この制度については令和4年4月からということで、国の補助が2分の1、県の補助が4分の1、市の負担が4分の1ということになっています。議員、今おただしのように、だいたい金額的にはそのぐらいの負担となっています。

これにつきましても、令和4年4月から行うところが非常に多いんですけども、今もやっているところがあるんですけども、やはり一般会計からの繰り出しとかその辺でカバーしているところが多いようです。

本市の場合も、答弁にもありましたように、国民健康保険については非常に苦しい財政状況が続いておりまして、令和2年度につきましても基金のうち約1億8,000万円の取崩しを考えています。令和3年度につきましても同じく1億8,000万円の取崩しを考えております。

今回ちょっと税額的には上がるんですけども、そのぐらいの金額の基金を取り崩して国保運営を行っていますので、ここについても、国の方針のように令和4年4月からということでご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）国保税を県の基準にいったん上げるんじゃないかと、基金を使いながら徐々に上げていくということで、毎年基金を崩されているという説明は聞いております。

だけど、もう、コロナの中で国民健康保険に加入されている方もかなり経済的にもしんどい方もあるというふうにも思いますし、できるだけ、1年でも早く実施してもらえたら、子育て支援にもなるし経済的な支援にもなると思いますので、再度検討していただけないでしょうか。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田健司君）新型コロナ感染症によりまして、特にやっぱり自営業の方が非常にしんどいかなとは思っています。自営業の方といたしましたら、国保に入っている方が多いということも認識しております。

そんな中で、国民健康保険の減免制度についてはコロナ対策としてやっていますので、そのほうでしっかりした支援をやっていきたいと考えております。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目2、市庁舎の建て替えに対する答弁を求めます。
総務部長。

〔総務部長（小原秀紀君）登壇〕

○総務部長（小原秀紀君）市庁舎の建て替えについてお答えします。

まず、耐震補強工事を選択した理由についてですが、平成19年度に本庁舎の耐震性を確認するため2次耐震診断を実施し、耐震指標であるI s値を算出しています。その結果、本庁舎の北部分でI s値が0.20と、震度6から7程度の揺れで建物の倒壊または崩壊の危険性が高いとされる0.30を下回り、南部分では0.42と、倒壊または崩壊の危険性がある評価となりました。

この調査結果を受け、本庁舎を中心とするシビックゾーン内の施設の耐震化も含めた施設整備について総合的に検討を加え、平成21年3月に策定された橋本市シビックゾーン整備に関する基本計画、第1次シビックゾーン整備計画において、市の極めて厳しい財政状況なども考慮し、限られた財源を効率的かつ効果的に活用するため、本庁舎の耐震補強の方針が示され、耐震補強工事に至っています。

次に、何年もつと判断したのかについてですが、耐震補強工事は耐用年数の延長を目的とするものではなく、地震に対する安全性の向上を図り、公共の福祉の確保に資することを目的に実施されます。このことから、耐震補強工事を行った平成25年時点で、あと何年もたすかの判断はしておりません。

ただし、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築物のライフサイクルコスト」において、鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の耐用年数は80年とすることが望ましいとされており、本庁舎は建築後63年が経過しており、17年後に耐用年数を迎えることになります。

次に、基金を積み立てる財源についてお答えします。

さきにお答えいたしましたとおり、現庁舎は耐震補強工事を実施しているものの、老朽化が進んでおり、耐用年数が経過するまでには建て替えが必要となると考えています。

なお、庁舎の建て替えについては多額の経費が必要であり、現時点では庁舎建て替えを目的とした国や県からの補助金はありません。また、本市が活用できる地方債は現状では一般単独事業債となりますが、この地方債の充当率は75%であり、25%は事業実施年度において必要な財源となります。

このような理由から、将来の庁舎建て替えのため、可能な範囲で基金を積み立てる必要

があると考えています。

本年度は財政健全化計画が終了する年度でもあり、新型コロナウイルス感染症の影響など不明確な点もありますが、令和元年度では財政調整基金を取り崩すことなく財政運営ができており、本市の財政状況は改善傾向となっています。

また、令和4年度には第三セクター等改革推進債の償還が終了することもあり、公債費も減少する見込みとなっています。

これらの公債費減少分を基金積立ての財源として活用するとともに、今後も経費節減と歳入の確保に努めることで基金積立ての財源を確保したいと考えています。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）庁舎の建て替えについては、私が知る限りでは毎日新聞に報道されたということぐらいで、来年度にプロジェクトチームを立ち上げて、それから、再来年度から基金を積み立てるというふうな話を聞いています。

ただ、市民からすれば、今までずっとお金がないお金がないと言われて、いろいろな値上げであるとかサービスの削減とかいろんなことがあった中で、何で今、庁舎なんだという、そういう声はあります。

そういう声に対して、やっぱり、すぐに建て替えるというわけではないということも言われていましたので、その辺も含めてきっちり発信していくべきではないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答えします。

別にすぐ建てると言っているんじゃないくて、

庁舎を建て替えるに際しても、ある程度の基金を積み上げておかないと将来負担が大きくなってしまふということもあります。今すぐやると言っているのではなくて、令和3年度において、シビックゾーンを、新しい庁舎を建てるときに、教育文化会館はどうするの、市民会館はどうするの、図書館はどうするの、庁舎はどれぐらいの、人口も多分、20年先になっていますと4万5,000人ぐらいになっているのかなというふうな気がしますし、そういう中で、よりコンパクトで使いやすい庁舎を造っていききたいというふうに考えています。

そのプロジェクトを令和3年度で職員のほうで検討をさせていただいて、それで、基金のほうもある程度確保できて、将来負担が軽減できるのであれば、建て替えに向けて進めていくというふうなことをしていきたいと思っています。

決して、財政的に厳しいときというのは基金の積立てはできないと思います。ですから、より一層、行財政改革も進めながら、そして、第三セクター等改革推進債が終わりますので、ある程度の基金を積み上げていくという方法を取っていききたいと思ひますし、市民の皆さんにも、説明もこれからしていきたいと思っています。

ただ、急に建て替えるということでは絶対できないので、やっぱり税収の減とかいろいろ考えますと、ある程度のお金をためて、起債もできるだけ少なくして、橋本市の将来負担を減らすということが財政健全化の上でも大変重要なことだと思っています。

これからもそういう、遊休財産の処分を進めていったり公共施設の整理統合を進めていったりして、できるだけコスト削減をしながら基金を積み上げていくと。どっちにしても、あと20年の中に南海トラフ地震みたいなのが来ないことを祈りつつやっていくということ

になりますし、やはり、大きな地震があったときに、果たしてこの庁舎、確かに耐震はやってあるんですけど、役所の中は整備もしてありますけども、ただ、どの程度、大きい地震があったときに被害が出るかも分かりませんし、この庁舎は使えないかも分かりません。

そういうことも踏まえて、本当は10年ぐらいで建て替えるのが一番いいかなと思うんですけども、それはもう財政的には絶対無理なので、そういう中で市民の皆さんにも説明をしてもらいながら、よりコンパクトな庁舎に変えていききたいと思ひますし、福祉センターの中も、例えば図書館を福祉センターの1階に持っていくような、そういう形にすることも可能だというふうにも考えていますので、今後十分検討しながら、よりコスト削減にも努めていながら建設をしていく。

もう私がやるのではなくて、15年、20年先の市長がそのときに判断をしていただくということになってくると思ひます。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今の庁舎がもういつまでももつということはないということによく分かります。ただ、やっぱり、どういう庁舎を造るのかというのは、どういうまちづくりをするのかということにもすごく関わってくることだと思うので、そういうことも含めて、市民の声も聞きながら計画もつくってもらいたいというふうに思うのと、それと、公債費が減ってくる、減少してくる見込みということではあるけれども、やっぱり基金を積み立てるときに市民の福祉とかサービスを削らないように、しっかりしてもらいたいということも約束してもらいたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）阪本議員の質問にお答

えます。

もちろん、それは守っていきたいと思っています。基本的には、福祉であつたり社会保障の部分を大幅にカットする、そういうことではないようにしていくことは常に考えておきまして、若干、施設の維持費等に市民の皆さんにも協力をしていただかんと、全ての財源があるわけでもありませんし、そういう面では、基本は福祉と社会保障はしっかりと守っていく。

でも、ある程度の値上げというのは、国保でも後期高齢者医療でもそうなんですけども、現実には赤字財政の中で、本当は国がもう少しお金を入れてくれたらいいんですけど、それはなかなか国もお金がないので入れてくれないんですけども、そういう中で私たちとしても、今できていること、もし、どうしても困っていることがあつたら福祉に対してお金をつけることというのは今後も、財源を確保という大前提がありますけども、そこはしっかり守りながら、その中で基金を積んでいくというふうに考えていますし、それがまちづくりになってくるのは確かだと思いますし、行政サービスの低下にならないようには取り組んでいきたいと思ひます。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）ぜひ、サービスを削らないように、よろしくお願ひいたします。

次に、移ります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目3、買物支援に対する答弁を求めます。

総合政策部長。

〔総合政策部長（上田力也君）登壇〕

○総合政策部長（上田力也君）買物支援についてお答えします。

まず、一点目の、コミュニティバスを含めた公共交通は買物をするのに十分な体制かとおたただしですが、コミュニティバスを含め

た公共交通は、高齢化が進む中、買物を希望する市民の重要な移動手段の一つであると認識しています。

令和2年1月に実施した公共交通網の再編では、買物や通院に合わせたルートへの変更、駅や商業施設への乗り入れ、停留所名を商業店舗名に変更し目的地を分かりやすくするなど利便性向上に取り組み、予算上の制限もある中においては実現可能な範囲で一定のサービス体制は確保できたと考えています。

しかしながら、多様な利用形態の全てに 대응することは難しく、一部では、目的地に行く便はあるが帰りの便がない、デマンドタクシーからコミュニティバスにうまく乗り継げないなどの声があるのも事実です。

今後は、コロナ禍の動向を見極めながら、乗降調査や地域懇談会等により意見を聴取した上で、アフターコロナの状況も踏まえた地域公共交通の在り方について、橋本市生活交通ネットワーク協議会において、有識者、運輸支局、事業者等と議論を深め、次期再編に向け取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくお願ひします。

次に、四点目の、タクシー利用の補助制度導入についてのおたただしですが、仮に現在実施している福祉タクシーを参考に試算したとしても、現コミュニティバス等の運行経費に加え多額な経費が必要となり、大きな財政負担が新たに生じることから、タクシー利用の補助制度について現時点では実施する予定はありません。

○議長（土井裕美子君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（吉田健司君）登壇〕

○健康福祉部長（吉田健司君）次に、二点目の、助け合いをする場合の、事故に対する市の支援についてお答えします。

助け合い活動の中での自動車事故の問題については、現在のところ、各自で加入してい

る自動車保険で対応していただくことを考えています。本市では、研修を通じて安全運転意識や運転マナーを高め、事故を未然に防ぐよう啓発していきたいと考えています。

○議長（土井裕美子君）経済推進部長。

〔経済推進部長（北岡慶久君）登壇〕

○経済推進部長（北岡慶久君）次に、三点目の、移動販売に取り組む場合の支援策についてお答えします。

移動販売を始める方が新規創業者である場合には、橋本市創業促進事業補助金を活用することが可能です。また、これまで他の事業を実施している事業者が新しい取組として移動販売の事業を開始する場合には、一定の条件はあるものの、国の中小企業事業再構築促進事業の活用が可能な場合があります。

これらの補助金については車両そのものの購入は対象外となっており、車両以外の部分、例えば車両に設置する冷蔵冷凍庫などの購入に補助金を活用することが基本となります。

また、移動販売を開始した後、採算が取れない場合に補填するような支援は、事業者支援の観点からは行うことができないものと考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）まず、一点目の、コミュニティバスを含め公共交通はというところで再質問を行います。

コミュニティバスについては何度か質問をしまして、前々回に質問したときはちょうど再編の前で、買物や通院に合わせたルートへ変更するというところで大変期待いたしました。

そうしましたら、変更にはなったんですけど、確かに今まで使えなかった地域が使えるようになったりとか駅にも乗り入れるとか改

善点もたくさんあったんですけども、実際に、今まで市役所まで行けてたけど行けなくなったとか、また不満点もたくさんありますし、いろいろルートを調べていても、行っても帰りの便が2時間半後にしかないとか、そうしましたら、やっぱり、いくらゆっくり買物しても、例えば午前中に行ったら、お昼ご飯も食べてバス待たなあかんというふうなことにもなるので、やっぱりそれでは使えない、もう使いようがないというふうに、結局、市民のほうが思ってしまうといえますか、やっぱり、今、コミュニティバスでいったら4コースありますけど、1台が2コースを走っているということで、やっぱり行って帰ってくるのに時間が余計かかっているのではないかなと思うんです。

次期再編、いつになるのかは分かりませんが、そのときには1コース1台にまた戻すことも含めて検討してもらえないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）今回の再編、昨年の改編によりまして、確かに不便に、以前よりは不便になったところもあれば、逆に、便利になったというか、ありがたいという声もいただいているところではございます。

今、2ルートについて1台というところを1ルート1台にできないのかということも、そういうことを意見として頂いているところもあります。その他の意見も含めて、最終的には生活交通ネットワーク協議会のほうに諮っていくということになります。

生活交通ネットワーク協議会、次の改編ということにつきましては、昨年から、コロナ禍ということの中でなかなか、乗降調査であるとか、あるいは地域懇談会も開けていなかったということもありますので、今年、ちょっと収束の状況も見まして、利用者、あるい

は利用者以外の方の意見、それから、今頂いているような意見も含めて、そこは協議会のほうで検討はしていきたいというふうには思っております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）ぜひお願いします。

壇上でも言いましたけど、やっぱり買物支援って大きな課題だと思うんです。いろいろ、生協もあるし、また、ネット販売とかもあるし、いろいろな方法で買物はできるんですけども、でも、やっぱり自分の目で見て選びたいということは、何というか、すごく大切な思いだと思うんです。

それを実現するためにも、やっぱり公共交通の問題もあるし助け合いの問題もあるけれども、私、自分自身が考えつくものを4項目上げたんですけど、だいたいあんまりいい答弁ではなかったんですけど、やっぱり買物支援がすごく、何というか、橋本市に住み続けたい、住んでよかったと思ってもらえるためにも必要な課題であるという認識をお持ちでしょうか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）買物支援というお話なんですけども、私が考えるのには買物支援というのは二通りがあって、一つは生活を維持していくための買物と、もう一つは先ほど議員もおっしゃられたとおり、外に出て、そして買物を楽しむという、そういう二つに分かれるのではないかなというふうに思っております。

委員おっしゃっている買物を楽しむという部分について、公共として、市としてどれだけのサービスができるのか、これはなかなか、それぞれの欲求というか、それを実現していくためには必要な財源というのは相当なものになりますので、なかなかこれは難しい。

難しいということで、どうすればいいんだ

ということはおねがね検討して、そして、基本的にはやはり、地域の課題は地域で解決するといいますか、やはり共助、共に支え合いながらその地域でいろんな困り事を解決していくというのが、これからの進むべき方向であると。

これについては橋本市の長期総合計画にもうたわれていますし、そして、そういうことで橋本市の自治と協働をはぐくむ条例、これも制定したところございまして、そういった認識というのは私自身でございます。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）共助ということも確かにあるかもしれませんが、ただ、やっぱり、何といいますか、車に乗り合わせて買物に行くとしても、高齢者が高齢者を乗せていくというか、元気な高齢者が結局乗せていくということになりますし、本当にそれでいいのかということも、やっぱり、いつまでも免許証を返納できないというところ辺とか、やっぱり、事故の場合が一番心配だし、有償運送にしても運転手はかなり高齢化してきて、これから先どうするかとかと悩んでいるという話も聞きますし、やっぱりその中で、どうしても公が手を出さないといけない部分というのは出てくると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（土井裕美子君）総合政策部長。

○総合政策部長（上田力也君）確かに、この超高齢化社会の中で、共助という、地域の課題は地域で解決するというにも確かに限度はあるかなというふうには思っています。

3年ほど前から、ご存じのとおり、生活支援協議体というものを設立して、去年はコロナという状況もあったのであまり活動できていない協議体が多いんですけども、やはり一度、地域でどういった助け合いができるのかと。どちらかというと、買物支援というお話

ですけれども、移動支援ということかなというふうには思います。そんな中ではいろんなリスクもあるということは皆さん存じているところでございます。

ただ、そういった形をこれからどういう形で実現していくのかということ協議体の中でも考えられていますし、また、せんだって、協議体が主体となって、近くの民間の商業店舗と連携して移動販売サービス、こういうことができないかという、そういうような取組もしようではないかというところもありますので、総じてやはり時間がかかると思いますが、そういった活動を市としても見守りながら、あるいは、連携を支援しながら進めていくというふうにも思っておりますし、そして、最終的には、買物支援や移動支援といえますか、通院もそうなんですけれども、生活協議体から最終的には地域運営組織に持っていったらなというふうにも今のところ考えております。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）すぐに解決策が出てくる問題でもないとは思いますが、本当に、何というか、自分で買物ができなくなったらもう子どものところに行くとか、もっと便利なところに引っ越すとかという例もたくさん見つけていますので、やっぱり、買物ができる、生活していくことができる、そういう橋本市に一步でも。

実際には今も生活をされているんですけど、やっぱり先の不安が大きいんですね。その不安はないんですねよということが言えるような、そういう施策に取り組んでいただきたいというふうに思います。

3番目を終わります。

○議長（土井裕美子君）次に、質問項目4、県立高校の再編計画に対する答弁を求めます。教育長。

〔教育長（小林俊治君）登壇〕

○教育長（小林俊治君）県立高校の再編計画についてお答えします。

先日の県教育委員会の説明会において、今後それぞれの高校に期待される役割や使命のたたき台として7種類の在り方が示され、その中で、仮称と断った上で特任という名称が使用されました。

説明の中で、特任高校とは、特に期待される使命を達成するため、特色ある教育活動を展開するように整備される高校との説明があり、一つに、理系研究を一生懸命に勉強したい生徒がしっかり学べる高校という例示がなされました。和歌山県内では既に2校の県立高校が文部科学省からスーパーサイエンスハイスクールの指定を受け、先進的な理系教育に取り組んでいます。

したがって、将来の高等学校の在り方として、地域の学校においても特色ある教育を充実させるという方針も示されていることから、和歌山市内の2校を特任高校として充実させることによる、本市の中学教育に及ぼす新たな影響はないものと考えています。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん、再質問ありますか。

11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今もご答弁にありましたけれども、この間の説明会に参加しまして、骨子案の中で、現在は普通科高校、地域特性高校、専門学科高校、総合学科高校、定時制・通信制拠点高校の五つの区分を既に和歌山県は持っておられます。それを七つに、地域中核高校、特任高校、地域特性高校、総合専門高校、専門高校、総合学科高校、定時制・通信制拠点高校の7区分に組み替えるというふうになっております。

先ほど、特任高校というのは、スーパーサイエンスハイスクールが既に2校あるので、

そのようなものだというふうにお考えになっているようなご答弁だったと思うんですけども、私が受けた印象からすれば、この説明のときにそのことは言われていなかったし、また違う、むしろ県立高校内に県教委が格差を持ち込むという点で一番問題ではないかなと思うし、もうスーパーサイエンスハイスクールのことを言われているのではないようには思いました。

また、伊都地域は既に伊都高校が定時制・通信制の伊都中央高校にもう既に変わっております。8割以上の中学生の皆さんが県立の高校に進学をされている。

そういう中で、できるだけ今ある高校は残すということではあるんですけども、子どもの数が減るから統廃合しても仕方がないというのではなくて、もう例えば、少人数学級にすれば学級数も確保できるということもありますし、子どもたち、中学生の進学先を保障するためにも拙速な高校再編はすべきじゃないというふうに、市からも主張すべきではないかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（土井裕美子君）教育長。

○教育長（小林俊治君）市として、視野として見ているのは伊都地方という形にどうしてなっています。やはり、子どもたちにしっかりと進路指導をしていくということは大切です。

この8月に出された答申の中で特に気になっている部分というのは、やっぱり人材の育成というのがものすごく優先的に書かれています。やはり、教育の目的の基本は人格の完成であって、それに伴って人材が育成されていくという。目的は人格の完成。それから、もう一つは大学進学率ということが非常に多く出ています。

私自身は、中学校教育でしっかりとした学

びを、やっぱり学び、自分が学んでいくということを積極的にできる子どもの育成、その中で子どもたちの進路をいかに保障していくか、そして、子どもたちが自らの進路に向かって学ぶ。

これ非常に難しいと思います。今回も入試の受験者数がもう、昨日ですか、発表されました。もう人数が定数に満たないからもういいと言うのでは本来の学びではないと思います。大変これ、しかし、難しいところです。

でも、子どもたちにしっかりと自分の行きたい進路、ここへ行きたいんやと、この高校へ行きたいんやという、そういうところをしっかりと持たせて、そして、高校と連携して、そして、高校もやっぱり魅力のある高校になっていただいて、中学校でも高校のよさを紹介して、お互い連携しながら進路指導に取り組んでいくということが必要ではないかなと思っています。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さん。

○11番（阪本久代君）今も教育長も言われましたけども、やっぱり教育の目的は人格の育成と。それと、中学生の間に全て自分の進路を決めるということは難しいと思うので、やっぱり高校生になってから自分のやりたいこと、進むべき道というのを考える子どももいらっしゃると思うので、やっぱりできるだけ進路の保障をしていく、そのことはぜひともよろしく願いいたします。

終わります。

○議長（土井裕美子君）11番 阪本さんの一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時44分 休憩）